

『障がい者差別よ、さようなら!』

障害と人権全国弁護士ネット 編 生活書院 3,000円(本体)

本書を手にとって
障がい者に適切な支援のできる弁護士へ

会員 森川 清 (56期)



はじめに手にとった瞬間、「分厚い」、それが第一感だ。それだけ本書には、たくさんの障がい者差別がつまっているということだ。

もちろんそれに対応する解決も、それだけつまっている。権利条約の批准というエポックがあり、タイトルにも意気込みが感じられる。

そして、目次。障がい者問題は、あらゆる部面に及んでいる。本書でも、差別、労働、教育、成年後見・選挙権、虐待、情報保障、移動、地域生活保障、生活保護、年金、刑事事件・罪に問われた障がい者への支援と項目立てて書かれている。

わたしは2002年まで14年間福祉事務所に勤務していたが、生活保護だけでなく障がい者福祉の分野でも、弁護士が福祉事務所に訪ねてきたというのは、見たことも聞いたこともなかった。

それがこのように多くの問題がとりあげられ、めざましい成果を残している。しかし、弁護士の取り組みは、まだまだこれからだろう。

【刑事5】でもふれられているように、「弁護士などが障がいをもつ人に接しても、障がいの存在に気づくことができず、適切な支援もできない」という問題がある。弁護士の日常的な相談において、実は障がい者に接する機会はきわめて多いはずだ。公式の発表でも「身体障害者393万7千人、知的障害者74万1千人、精神障害者320万1千人」(平成26年版障害者白書)、難病患者としては特定疾患医療受給者証所持者85万5061人(平成25年度衛生行政報告例)に及んでいる。

弁護士が相談者の有する障がいに気づかないまま、一般的な解決手段を助言しただけでは何も解決しない。

解決事例としては、【刑事2】では弁護士が知的障がいについて、略式起訴に疑問を抱き正式裁判請求を実現して責任無能力で無罪となった事例も紹介されている。

また、障がい者本人が情報提供を受けていなかったり、主訴をうまく伝えられなかったりして、問題が生じることもある。【情報保障】や【年金】、【虐待】で紹介されている各事案は、まさにそのような事例である。

本書において、各弁護士は、苦労しながら適切な情報提供や主訴の汲み取りをしている。そうでなければ、それこそ二次被害になってしまう。まさに弁護士の「合理的配慮」が詰めこまれている。

本書はいわゆるマニュアル本ではないから仕事に役立つのではないかと思われるかもしれないが、そんなことはない。上記のように、根源的なヒントがたくさん盛り込まれており、仕事に役立つものとなる。

障がい者が安全で安心して暮らせる社会は、障がいを認識していない人びとにとっても、安全で安心して暮らせる社会だ。

そして、障がい者に適切な法的支援をできる弁護士は、障がいを認識していない人びとにとっても適切な法的支援ができる弁護士と評価されることとなるだろう。

本書に唯一不満があるとすれば、精神科病院からの退院支援やホームレス問題にふれられていないことだ。かといって、本書の続編に書いてもらいたいわけではない。

願わくば、本書の続編のいらぬ社会、障がい者が安全で安心して暮らせる社会になってほしいものだ。ぜひみなさんも本書を手にとって仕事に役立て、本書の続編のいらぬ社会への一助となってほしい。